

市川市農業振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の農業の振興を図るため、減農薬栽培推進事業その他の農業振興対策事業を行うものに対し、予算の範囲内において、市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で農業を営む者が組織する団体（次条に規定する補助対象事業のうち、ちばの園芸産地整備支援事業（火傷病の発生を防止するための共同利用機械の整備に限る。）にあっては、市川市農業協同組合を含む。）
- (2) 本市の農業の振興及び農産物（市内で生産されたものに限る。別表において同じ。）の普及を図る活動を行うことを主たる目的とする市内の団体
- (3) 市内に住所を有する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この条において「法」という。）第13条第1項に規定する認定農業者又は法第14条の5第1項に規定する認定就農者（以下「認定農業者等」という。）
- (4) 市内に住所を有する者であって、市内に農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を所有する者
- (5) 市内に住所を有する15歳以上の者であって、市内で農業を営む者の直系卑属であり、かつ、その者によって後継者として指定されたもの（別表において「農業後継者」という。）
- (6) 市内に住所を有する者であって、市内において新たに農業経営を営もうとするもの（別表において「新規農業経営者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する補助対象事業のうち、果樹産地強靱化支援事業に係る補助金の交付対象となる者は、同項第3号から第6号

までのいずれかに該当する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第13条第1項に規定する認定農業者

イ 法第14条の5第1項に規定する認定就農者であって、経営を開始してから5年を経過していない者

ウ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく果樹産地構造改革計画において当該計画の担い手と定められた者

(2) 当該事業を実施する農地が次のいずれかに該当すること。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域内の農地

イ 市街化区域内の生産緑地である農地

ウ アに規定する区域外の市街化調整区域にあつては、農業に関する基本構想等に保全すべきものとして記載されている農地又は記載される見込みの農地

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（園芸用廃プラスチック処理事業に係る補助金にあつては、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市農業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後第15条第2項に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (2) 前号に掲げる条件に違反した場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市農業振興対策事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市農業振興対策事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市農業振興対策事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書の提出を行ったものに通知するものとする。

3 規則第8条の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に定める補助対象経費の額について、20パーセント以下の増減を

伴うもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、別表に定める補助対象事業の遂行に支障がないと市長が認める変更

(遂行状況報告)

第9条 規則第11条の規定により補助対象事業の遂行状況に関し報告するときは、市川市農業振興対策事業補助金遂行状況報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長が別に定める期日までに、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市農業振興対策事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市農業振興対策事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市農業振興対策事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市農業振興対策事業補助金概算
払請求書（様式第9号）によるものとする。

（補助金の精算）

第14条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたものは、第
11条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなけ
ればならない。

（財産処分の制限）

第15条 市長は、規則第21条の承認をする場合においては、当該承認に係
る財産を処分したことにより収入があったときは、市長の求めに応じ、交付
した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に納付すべき旨の条件を
付するものとする。

2 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐
用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとす
る。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市農業振興対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施
行の日以後に交付申請のあった市川市農業振興対策事業補助金について適
用し、同日前に交付申請のあった改正前の市川市農水産業振興対策事業補助
金等交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年 1月 4日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年12月28日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後に交付の申請があった市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後に交付の申請があった市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後に交付の申請があった市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に交付の申請があった市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年12月16日から施行し、改正後の市川市農業振興対策事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項第1号及び別表の規定は、令和6年3月6日以後の申請に係る市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条第 2 項及び別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

区分	事業の内容	補助対象経費	補助金の額
減農薬栽培推進事業	殺虫剤等の散布回数を減らすための減農薬資材を導入する事業	農産物の栽培における減農薬資材の購入に要する経費	補助対象経費の3分の1に相当する額
果樹 ^{せん} 剪定枝処理事業	果樹剪定枝の処理を野焼きによる方法に代えて、近隣住民の生活環境に配慮した方法で行う事業	果樹剪定枝の処理（野焼きによる処理を除く。以下同じ。）に要する経費	処理する果樹剪定枝の重量（1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に1キログラム当たり20円を乗じて得た額とし、補助対象経費として支出した額を限度とする。
		果樹剪定枝の処理をするための施設及び機械の整備に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、2,000,000円を限度とする。
農業用 ^{かんがい} 灌漑用水設備設置事業	灌漑用井戸及びその附帯設備を設置する事業	灌漑用井戸及びその附帯設備の設置に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、500,000円を限度とする。
農薬飛散防止施設設置事業	農地に隣接した住宅地域への農薬の飛散を防止するための施設を設置する事業	農薬飛散防止施設の設置に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額
防鳥網等設置事業	鳥等の食害及び降ひょう等の気象災害から農産物を保護するための防鳥網又は防災網を設置する事業	防鳥網又は防災網の設置に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額

園芸用廃プラスチック処理事業	農業生産に伴い廃棄される園芸用廃プラスチックを適正に処理する事業	園芸用廃プラスチックの適正な処理に要する経費	処理する園芸用廃プラスチックの重量（1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に1キログラム当たり20.0を乗じて得た値に相当する額とし、補助対象経費として支出した額を限度とする。
		園芸用廃プラスチックの適正な処理のための処理施設への搬送に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額
農業青少年グループ活動育成事業	市内の農業後継者で構成する団体が行う農業に関する技術及び知識の習得並びに農業後継者の連帯感の育成を図る活動を推進する事業	農業に関する技術及び知識の習得並びに農業後継者の連帯感の育成を図る活動に要する経費（飲食代を除く。）	補助対象経費の3分の1に相当する額

市民農園開設等支援事業	農地の所有者が、自ら市民農園を開設する場合において、農地の整備を行う事業、市民農園内に設備を整備する事業及び市民農園の利用者の交流の促進を図るための活動を行う事業	市民農園の開設のための所有する農地の整備に要する経費	整備する農地の面積（1,000平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に1,000平方メートル当たり150,000円を乗じて得た額とし、補助対象経費として支出した額を限度とする。
		市民農園の利用者が使用する設備の整備に要する経費	市民農園1園につき、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、150,000円を限度とする。
		農地の所有者が市民農園の利用者の交流の促進を図るための活動に要する経費（飲食代を除く。）	市民農園1園につき、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50,000円を限度とする。
市川地域ブランド化推進事業	農産物の国内外での普及を図り、農産物の地域ブランド力を高める事業	国内外における農産物の普及活動に要する経費（飲食代を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額

農業後継者等 支援事業	市内で農業に従事する者、農業後継者及び新規農業経営者を支援するための事業	市内で農業に従事する者と独身者の交流の場の提供に要する経費（飲食代を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額
		農業後継者及び新規農業経営者の農業に関する知識及び技術の習得を目的とした活動に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額
ちばの園芸産地整備支援事業	高品質な農産物を安定的に供給するため、共同利用施設及び共同利用機械を整備する事業並びに園芸生産施設の整備等を行う事業	市内で農業を営む者が組織する団体が所有する共同利用施設及び共同利用機械の整備に要する経費（市川市農業協同組合にあっては、その所有する共同利用機械の整備に要する経費に限る。）	補助対象経費の3分の2に相当する額
		認定農業者等が行う園芸生産施設、生産管理機械、流通管理機械、加工機械並びに省エネルギー型の機械、装置及び施設の整備に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額

		認定農業者等が行うガラス温室の改修並びにこれに伴う硬質フィルムの張り替え及び多重化並びに園芸用鉄骨ハウス及びパイプハウスの改修並びにこれに伴うフィルムの張り替えに要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、パイプハウスの改修及びこれに伴うフィルムの張り替えに係るものにあつては、1,000,000円を限度とする。
--	--	--	---

施設園芸支援事業	農産物の地域ブランドを創出することを目的として、施設園芸の営農に新たに参入するため又は施設園芸の規模の拡大をするため、園芸用施設の整備を行う事業	イチゴ、トマトその他の市長が付加価値が高いと認める農産物を栽培するために新設又は規模の拡大をする施設の面積が100平方メートル以上である園芸用施設（これに付帯する予冷库、暖房機その他の設備を含む。）の整備に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、園芸用施設の面積（1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額（当該額が40,000,000円を超えるときは、40,000,000円）を限度とする。
		認定農業者等が行う園芸用施設に係る省エネルギー型の機械、装置及び施設の整備及び機能向上に伴う改修に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。
スマート農業推進事業	農作業の効率化又は人手不足の解消のため、スマート農業の導入を推進する事業	センサー等により外界又は自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う機能を活用して草刈、収穫、運搬等を行う農業用ロボットの購入又は賃借（当該賃借に係る期間のうち、その初年度に要する費用に限る。以下同じ。）に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、500,000円を限度とする。

		身体に装着することにより、農作業時の運動を補助し、身体への負担を軽減する機能を有するアシストスーツの購入又は賃借に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、500,000円を限度とする。
		一般社団法人農林水産航空協会が性能確認を行った農薬散布等の機能を有する無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定するものをいう。）の購入又は賃借に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、500,000円を限度とする。
		情報通信技術等を活用した生産管理ツールの利用（当該利用に係る期間のうち、その初年度に要する費用に限る。）に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、500,000円を限度とする。
果樹産地強靱化支援事業	果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備を行う事業	果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額